

令和7年度 横浜市税制調査会報告書

－ふるさと納税制度のあり方－（概要版）

○ 結論

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設されたが、現状は返礼品競争や地方自治体間での寄附額の偏在、制度運営に伴う多額のコストなど、構造的な課題が生じている。

そこで、抜本的な改善策として「特例控除の廃止」を提案する。

ふるさと納税にのみ存在する特例控除によって、返礼品目的の利用を助長し、制度本来の趣旨を損なう最大の要因となっているからである。

本来の趣旨に沿った制度とするためには、特例控除の廃止により、適正な寄附金税制に戻すべきである。その結果、自治体への財政影響も大きく軽減される。返礼品競争の緩和により、ポータルサイト運営事業者への支払いも少くなり、地方財源の減少を抑制できる。

○ 各章のポイント

第1章 制度の概要と本来の趣旨

- ・ふるさと納税は平成20年度税制改正において創設された制度で、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される仕組み
- ・所得割額の2割を限度とする特例控除は、他の寄附金税制にはないふるさと納税制度特有の控除
- ・創設時の国における整理としては、ふるさと納税制度が、納税者の選択・「ふるさと」の大切さ・自治意識の進化の3つの意義があるとされた
- ・平成27年度税制改正時には、地方創生を推進するため、特例控除額の上限の引上げ及びワンストップ特例制度の創設が行われ、拡充が図られた
- ・他の寄附金税制にはない特例控除の創設・引上げやワンストップ特例制度の創設について、なぜ適用下限額を除き全額控除することとしたのか、地方創生の推進のための方策がなぜふるさと納税制度の拡充という形になったのか、論理的な説明はされておらず不明瞭な点が残る

第2章 ふるさと納税の現状

- ・ふるさと納税における「ふるさと」の概念は制度上限定されていない。また、「納税」とあるが、正確には地方自治体へ寄附をする寄附金税制の一種
- ・ふるさと納税の利用目的は返礼品重視。ネット通販に類似した様相を呈している
- ・ふるさと納税に係る住民税控除額及び控除適用者数（全国計）の推移は、年々増加
- ・住民税控除額が多い自治体は横浜市を含む大都市に集中している。令和7年度における横浜市の控除額は343億円。減収影響額は個人市民税収の約7%に迫る規模
- ・ふるさと納税の手続きを簡素するワンストップ特例制度は、所得税控除相当額を個人住民税から控除する仕組みとなっており適用も年々増加
- ・財政調整機能を期待されていることが窺えるが、ふるさと納税受入額は、一部の自治体に偏っているうえ、財政力指数が低い自治体が受入額を伸ばしているとは言い切れず、ふるさと納税による地方財政調整の効果はない
- ・ふるさと納税の募集に要する費用は、返礼品競争の過熱に加え、ポータルサイト運営事業者へ支払った費用が多くなっており増加の一途をたどりふるさと納税受入額の約5割を占めている

第3章 ふるさと納税制度の問題点

- ・自身とゆかりがない自治体を寄附先として選択できること・寄附金税制であることを踏まえると、「ふるさと納税」という制度の名称は制度内容と乖離している
- ・地方税には、住民は何らかの形で地方自治体が提供する行政サービスの利益を受けているため、受けた利益に応じた税を負担するという応益原則があるとされているが、住んでいない自治体を寄附金税制で寄附先として選択するという考え方には、地方税の応益原則を歪めている
- ・返礼品目的による利用が多い現状は、制度本来の趣旨と異なった利用状況。さらに、返礼品を受け取れる恩恵は、高所得者ほど大きく国民の間で不公平感が広まっているという問題もある
- ・地方自治体全体の税源がふるさと納税により流出している実態を踏まえると、地方自治体の課税権、課税自主権が減らされており、地方自治体の自主財源を充実させることを阻害している
- ・ワンストップ特例制度の利用が拡大するほど、本来国が負担すべき減収分を自治体が肩代わりする等、自治体の負担は増加。さらに、納税者の手続きが簡略化される実態は、納税意識の希薄化につながっているのではないか
- ・ふるさと納税制度に地方財政調整の効果はない。魅力的な返礼品を調達できる財政力がある自治体へより多くの寄附が集まっている状況もみられることから、むしろ逆行する働きをするおそれもある
- ・本来、住民への行政サービスとして使われるべき財源の一部が、特定のポータルサイトの事業者に流出し地方財源の減少を引き起こすことで、行政サービスの低下も懸念されている

第4章 ふるさと納税制度の今後のあり方

- ・返礼品の禁止を検討したが、調達費用やポータルサイト運営事業者への支払いがなくなり、地方自治体に多くの財源が残るというメリットがあるが、一律に税制度で禁止することはなじまないとも考えられ、実現困難な改善策である
- ・ポータルサイトを自治体で運用することを検討したが、ポータルサイト運営事業者への支払いがなくなる一方で、サイトの構築や運営コストの負担が生じるほか、本来の趣旨に沿った運用に改善されることは期待できず、実現困難な改善策である
- ・ワンストップ特例制度について、納税意識の希薄化や自治体の事務負担の増加等も踏まえ、制度を見直す必要がある。自治体への財政影響が大きくなっている、ワンストップ特例制度における申告特例控除額に係る減収分を国が補填するよう提案する
- ・特例控除が他の寄附金税制にない強い経済メリットを生み、寄附の本来目的を希薄化させ、返礼品競争を助長した。本来の趣旨に沿った制度とするためには、適正な寄附金税制に戻すべきであり、そのためには、特例控除の廃止が最も効果的な改善策である
- ・特例控除を廃止する効果として、自治体への財政影響も大きく軽減される。返礼品目的の利用が減少すれば、返礼品競争の過熱が緩和されることにつながる。ポータルサイト運営事業者への支払いも少なくなり、地方財源が減少することも抑制できる
- ・制度改正が実現するまでは、横浜市は、ふるさと納税が自治体財政に影響を与えていた状況などについて、市民の理解を促進するために広報を実施することや、国に対して制度の見直しを求める要望を効果的に行っていく必要がある